

○中津市移住支援事業費補助金交付要綱

令和元年１０月１６日中津市告示第１２９号

改正

令和３年３月３０日中地広暦第３号決裁

令和３年８月１１日中地広暦第７号決裁

令和４年３月２８日中地広暦第５号決裁

令和６年３月２６日中地広暦第３号決裁

令和７年３月３１日中地広暦第５号決裁

令和７年９月３０日中地広暦第８号決裁

令和８年８月１９日中地広暦第３号決裁

中津市移住支援事業費補助金交付要綱

（交付の目的）

第１条 大分県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び中津市まち・ひと・しごと総合戦略に基づき、市内への移住及び定住の促進並びに中小企業等における人手不足の解消に資するため、大分県と共同して行う中津市移住支援事業において、大分県外から市内に移住した者に対して、予算の範囲内において移住支援金を交付することとする。

（趣旨）

第２条 中津市移住支援事業費補助金（以下「移住支援金」という。）の交付については、大分県移住支援事業実施要領、中津市補助金等交付規則（平成１９年中津市規則第９号）及び補助金等の交付手続に関する特例規則（平成１８年中津市規則第７号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（定義）

第３条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に規定するところによる。

（１） 移住 大分県外（以下「県外」という。）の市区町村から市内へ転入を届け出ることをいう。ただし、転勤、出向等職務上や大学進

学等による一時的な転入及びその他これらに類する転入は除く。

(2) 移住支援事業 中津市が移住した者に対して、移住支援金を交付する事業をいう。

(3) 単身 住民票の世帯人数が1人の場合をいう。

(4) 世帯 住民票の世帯人数が複数の場合をいう。

(5) 2人以上の世帯員 同一の住民票の世帯員のうち2人以上を指す。

(6) 18歳未満の者 申請日が属する年度の4月1日時点において18歳未満の者をいう。ただし、申請日が属する年度の4月2日が18歳の誕生日の者は対象とする。

(交付要件)

第4条 移住支援金の交付の対象となる者（以下「対象者」という。）

は、移住した者のうち、第1号の全ての要件を満たし、かつ、第2号に掲げる要件のいずれかを満たす者とする。

(1) 移住及び世帯等に関する要件

1) 住民票を移す直前に連続して1年以上かつ10年間のうち、通算5年以上、県外に在住し、申請日が属する年度の4月1日時点において対象者が39歳以下若しくは18歳未満の世帯員を帯同して移住する者。ただし、県外に在住しつつ、県外の大学等へ通学した者については、通学期間も通算年数に含めることができる。

2) 申請時において、対象者（世帯向けの金額を申請する場合にあっては、対象者を含む2人以上の世帯員がいずれも）が移住後1年以内であること。

3) 移住支援金の申請日から、市内に5年以上生活の拠点を置くことを誓約できる者であること。

4) 世帯員全員が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第1項第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を持つ者でないこと。

5) 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

6) 世帯員全員が本市及び移住前の市区町村において、市税等の滞納がないこと。

7) 同一世帯に属する者が、中津市において移住支援金及び移住応援給付金の交付を受けていないこと。

8) 世帯向けの金額を申請する場合にあっては、対象者を含む2人以上の世帯員が、移住元において同一世帯に属しており、かつ、申請時においても同一世帯に属していること。

(2) 就業に関する要件

1) 一般の場合

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 就業先が、大分県マッチング支援事業で設置したマッチングサイトに移住支援金の対象として掲載している求人であること。

イ 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。

ウ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて「大分県マッチング支援事業実施要領」第4条に示す市内の対象法人に就業していること。

エ 上記(ア)の求人への応募日が、マッチングサイトに移住支援金の対象として掲載された日以降であること。

オ 当該法人に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

カ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

2) 専門人材の場合

国が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて市内企業で就業していること。

イ 当該就業先において、移住支援金の申請日から 5 年以上、継続して勤務する意思を有していること。

ウ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

エ 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

3) テレワークの場合

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

イ デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

ウ 移住先でテレワークにより勤務する（原則、恒常的に通勤しないこととし、かつ週 20 時間以上テレワークを実施すること。）

4) 関係人口の場合

大分県における市町村や地域の人々に関わりを有する者（以下「関係人口」という。）のうち、市が認める支給対象者の要件のいずれかに該当し、かつ地域の担い手確保の要件のいずれかに該当すること。

ア 支給対象者の要件

（ア） 大分県が実施した「関係人口拡大事業」に参加した者

（イ） 中津市の移住体験ツアー等に参加した者

（ウ） 中津市に居住経験のある者

（エ） 自治体や地域づくり団体等が関わる地域づくり活動や地域課題の解決に向けた取組み、地域の自治会行事やイベントに継続的に参加している者

イ 地域の担い手確保の要件

自治体や地域づくり団体等が関わる地域づくり活動や地域課題の解決に向けた取組み、地域の自治会行事やイベントに恒常的に参加する意思がある者で

- (ア) 農林水産業に就業する者
- (イ) 家業等へ就業する者
- (ウ) 中津市が認めた企業に就業した者

5) 起業の場合

大分県地域課題解決型起業支援事業実施要領に定める起業支援事業に係る起業補助金の交付決定を受けていること。

(交付金額)

第5条 前条による要件を満たす者に対し、移住に係る経費として、以下の金額を移住支援金として支給する。

- (1) 単身での移住の場合 60万円
- (2) 世帯での移住の場合 100万円

2 前項第2号の規定にかかわらず、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合にあっては、同号の金額に18歳未満の者1人につき50万円を加算する。ただし、加算は2人までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、一の年度において、交付すべき移住支援金の総額が当該年度の予算額を上回る場合においては、市長は前2項の規定により算出した額を按分等により減額して移住支援金の額を決定することができる。

(事前登録)

第6条 移住支援金の交付を受けようとする者は、あらかじめ市長が定める期間内に、市長が指定する電磁的方法（ウェブサイト上の専用フォームに必要事項を入力し送信する方法等をいう。）により、事前登録を行わなければならない。

2 市長は、前項の規定による事前登録を受けたときは、当該登録をした者に対し、事前登録の完了及び次条に規定する申請手続等について通知するものとする。

(交付申請及び実績報告)

第7条 前条第2項の規定による通知を受けた者（以下「申請者」という。）は、市長が定める期日までに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 提出必須の書類

- ア 中津市移住支援金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）
- イ 移住支援金の交付申請に関する誓約書（様式第1号別紙1）
- ウ 移住後の世帯全員分の住民票の写し
- エ 移住する直前の連続した住民票異動履歴がわかる書類（世帯全員の戸籍の附票等）
- オ 移住元において、同一世帯に属していたことが分かる住民除票の写し

(2) 第4条第2号 1) 2) の場合に必要な書類

- ア 就業証明書（様式第2-1号）

(3) 第4条第2号 3) の場合に必要な書類

- ア 雇用者としてテレワークを行っている場合は、就業証明書（様式第2-2号）
- イ 雇用保険の被保険者であることが分かる証明書

(4) 第4条第2号 5) の場合に必要な書類

- ア 大分県地域課題解決型起業支援事業実施要領に定める起業支援事業に係る起業補助金の交付決定通知書

(5) その他市長が必要と認める書類

2 移住支援金の申請は、同一の申請者（同じ世帯の者を含む。）において1回を限度とする。

(交付決定及び額の確定通知)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適当と認めるときは、中津市移住支援金交付決定及び額の確定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知する。

2 市長は、前項の審査の結果、移住支援金の交付を不適当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における移住支援金の交付が不可で

ある場合は、中津市移住支援金不交付決定通知書（様式第４号）により、その旨を申請者に通知する。

- ３ 市長は、移住支援金の交付の決定には、規則第５条第１項各号に定めるもののほか、必要な条件を付することができる。

（交付請求）

第９条 移住支援金の交付決定を受けた者（以下、「交付対象者」という。）が、移住支援金の交付を受けようとするときは、中津市移住支援金交付請求書（様式第５号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第１０条 市長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当したときは、移住支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（１）偽りその他不正な処分により移住支援金の交付決定を受けたとき。

（２）第４条の要件に該当しなくなったとき。

（３）その他移住支援金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件又はこの要綱の規定に違反したとき。

- ２ 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、中津市移住支援金交付決定取消通知書（様式第６号）により、交付対象者に通知するものとする。

- ３ 市長は、第１項の規定による取消しをした場合において、既に交付した移住支援金があるときは、交付対象者に当該移住支援金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（報告及び立入調査）

第１１条 大分県知事及び市長は、移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、交付対象者に移住支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

（返還請求）

第１２条 市長は、交付対象者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、中津市移住支援金返還命令及び請求書（様式第７号）により移住支援金の全額又は半額の返還を命令し、返還期限を定めて請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして大分

県知事及び市長が認めた場合はこの限りではない。

(1) 全額の返還

ア 虚偽の申請等をした場合

イ 移住支援金の申請日から3年未満に市内から転出した場合

ウ 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

エ 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還

移住支援金の申請日から3年以上5年以内に市内から転出した場合
(関係書類の整備)

第13条 中津市補助金等交付規則第20条に規定する市長が定める期間は、移住支援事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間とする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年1月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効前に完了した移住支援事業に係る第10条から第13条までの規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附 則 (令和3年3月30日中地広暦第3号決裁)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年8月11日中地広暦第7号決裁)

この要綱は、令和3年8月11日から施行する。

附 則 (令和4年3月28日中地広暦第5号決裁)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 2 6 日中地広暦第 3 号決裁）

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月 3 1 日中地広暦第 5 号決裁）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の中津市移住支援事業費補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に転入した者について適用し、同日前に転入した者については、なお従前の例による。

附 則（令和 7 年 9 月 3 0 日中地広暦第 8 号決裁）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の中津市移住支援事業費補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に補助金の交付を申請する者について適用し、同日前に補助金の交付を申請した者については、なお従前の例による。

附 則（令和 8 年 8 月 1 9 日中地広暦第 3 号決裁）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の中津市移住支援事業費補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に補助金の交付を申請する者について適用し、同日前に補助金の交付を申請した者については、なお従前の例による。